

# 監査役会議事録の電子化

～電子署名の付与は有効？法務省の見解とセットで解説～

2022.03.15 発行

1. はじめに
2. 監査役会議事録とは
3. 法務省の電子署名使用の見解
4. 監査役会議事録の電子署名の使用メリット
5. 電子署名使用の監査役会議事録で登記申請する流れ
6. 監査役会議事録を登記申請に添付する場合の注意点
7. ジンジャーサインについて

新型コロナウイルスの感染予防対策のため、監査役会もオンラインで開催したいと考える企業が増えています。しかし、その障壁となっているのが、議事録への署名の問題です。

監査役会議事録には、出席する監査役全員分の記名押印が必要です。PDFファイルなどの電磁的記録で監査役会議事録を作成する場合、署名や記名押印に代わる措置をとることが認められていますが、「電子署名」は監査役会議事録においても有効なのでしょうか。

この資料では、法務省の見解をもとに、監査役会議事録における電子署名の有効性や、民間事業者が提供する電子署名が利用可能かどうかについて解説します。

## 2. 取締役会議事録とは

### 2-1. 監査役会とは

監査役会とは、専任の監査役の選定・解職や、監査報告の作成をおこなう機関です。監査役会は3人以上の監査役で構成され、そのうち半数以上は社外監査役である必要があります。

会社法によると、事業規模の大きな公開会社（株式の譲渡制限がない株式会社）は、監査役会を必ず設置しなければなりません。

“大会社（公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役会及び会計監査人を置かなければならない。”  
【引用元】e-Gov法令検索：会社法（328条1項）



### 電子署名の使用メリット

メリット
<input type="checkbox"/> 印刷～郵送の工数削減
<input type="checkbox"/> 郵送費の削減
<input type="checkbox"/> 押印証明回収の効率化
<input type="checkbox"/> セキュリティの強化（紛失・盗難防止）
<input type="checkbox"/> 本人性・非改ざんの担保

監査役会議事録には、経営方針などの重要事項が記載されているため、紛失や盗難にあった場合、事業経営にとって不都合が生じるリスクがあります。

電子署名を利用すれば、よりセキュアに監査役会議事録を保管できます。電子署名には、秘密鍵やタイムスタンプといった技術が使われているため、なりすましや改ざりに第三者に改ざんされることなく、安全に利用できます。

# 監査役会議事録とは

## 2. 取締役会議事録とは

### 2-1. 監査役会とは

監査役会とは、常任の監査役の選定・解職や、監査報告の作成をおこなう機関です。監査役会は3人以上の監査役で構成され、そのうち半数以上は社外監査役である必要があります。

会社法によると、事業規模の大きな公開会社（株式の譲渡制限がない株式会社）は、監査役会を必ず設置しなければなりません。

“大会社（公開会社でないもの、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社を除く。）は、監査役会及び会計監査人を置かなければならない。”

[引用元] e-Gov法令検索：[会社法（328条1項）](#)



### 2-2. 会社法における監査役会議事録とは

監査役会を開くときに作成しなければならないのが監査役会議事録です。  
監査役会議事録を書面で作成する場合、出席した監査役の署名か記名押印が必要です。

“監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、議事録を作成し、議事録が書面をもって作成されているときは、出席した監査役は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。”

【引用元】 e-Gov法令検索：[会社法（会社法393条2項）](#)

近年は監査役会をリモート開催し、監査役会議事録をPDFなどの電子ファイルで作成するケースも増えてきました。  
リモート開催の場合は、出席者が署名・押印できないため、電子署名の利用が認められています。

“前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。”

【引用元】 e-Gov法令検索：[会社法（会社法393条3項）](#)

“次に掲げる規定に規定する法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。”

【引用元】 e-Gov法令検索：[会社法施行規則（225条）](#)

上記の「次に掲げる規定」とは、会社法393条3項その他のことを指します。

### 2-3. 監査役会議事録の書き方

会社法施行規則第109条で取り上げられた記載項目※

#### 1. 監査役会が開催された日時及び場所

※当該場所に存しない監査役、取締役、会計参与又は会計監査人が監査役会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。

#### 2. 監査役会の議事の経過の要領及びその結果

#### 3. 決議を要する事項について特別の利害関係を有する監査等委員があるときは、その氏名

#### 4. 次に掲げる規定により監査役会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 会社法第357条第2項の規定により読み替えて適用する同条第一項

(会社法第482条第4項において準用する場合を含む。)

ロ 会社法第375条第2項の規定により読み替えて適用する同条第一項

ハ 会社法第397条第3項の規定により読み替えて適用する同条第一項

#### 5. 監査役会に出席した出席した取締役、会計参与又は会計監査人の氏名又は名称

#### 6. 監査役会の議長が存するときは、議長の氏名

[引用元] e-Gov法令検索：[会社法施行規則（109条）](#)

3項の各条についてはこちらを参照 e-Gov法令検索：[会社法](#)

監査役会をリモート開催した場合「監査役会が開催された場所」は、議長の所在地にあたります。

Web会議システムなどで、議長が自宅から監査役会を開いた場合、所在地として自宅の住所を記載してください。

# 法務省の電子署名使用の見解

## 従来の運用方法

従来も、監査役会議事録を電子文書にする場合は、会社法施行規則第225条によって出席した監査役の署名又は記名捺印に代わる措置として、電子署名の使用が認められていました。しかし、電子署名の使用にあたっては、同条によって定められた以下の要件を満たしている必要があります。

- 当該情報が当該措置をおこなった者の作成に係るものであることを示すためのものであること
- 当該情報について改変がおこなわれていないかどうかを確認することができるものであること

つまり、電子契約事業者が提供するクラウド型のような電子署名サービスでは、前述の要件を満たさないとされ、使用が認められていない状況でした。

これまでは認証局で本人確認が取れた電子証明書を付与した電子署名（ローカル署名）のみ、本人性・非改ざん性が認められていました。



## 3-2. 法務省民事局の新見解

法務省が2020年5月29日付けで経団連などに送った電子署名の取扱いに関する文書の中で、クラウド型のような電子契約事業者が提供する電子署名であっても、取締役会議事録への有効性を認めるという、新しい見解を示しました。

### 【法務省の新見解】

‘会社法上、取締役会に出席した取締役及び監査役は、当該取締役会の議事録に署名又は記名押印をしなければならないこととされています（会社法第369条第3項）。また、当該議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、署名又は記名押印に代わる措置として、電子署名をすることとされています（同条第4項、会社法施行規則第225条第1項第6号、第2項）。

当該措置は、取締役会に出席した取締役又は監査役が、取締役会の議事録の内容を確認し、その内容が正確であり、異議がないと判断したことを示すものであれば足りると考えられます。したがって、いわゆるリモート署名（注）やサービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスであっても、取締役会に出席した取締役又は監査役がそのように判断したことを示すものとして、当該取締役会の議事録について、その意思に基づいて当該措置がとられていれば、署名又は記名押印に代わる措置としての電子署名として有効なものであると考えられます。’

[引用]一般社団法人 新経済連盟 [取締役会議事録に施す電子署名についての法務省見解](#)

この新しい見解によって、電子契約事業者が提供しているクラウド型のような電子署名を利用することが可能となり、今までハードルの高かった取締役会議事録の電子化が導入しやすくなりました。取締役会議事録の電子化ができれば、今まで出席者全員分の署名や捺印集めにかかっていた時間やコストを削減することができます。ただし、取締役会議事録を電子化するにあたっては、閲覧権限を設定できないと、従業員全員が閲覧できてしまいますので注意も必要です。 **※監査役会議事録への言及に関する解釈は次ページで説明**

## 3-2. 法務省民事局の新見解

### 監査役会議事録への言及に関する解釈

なお、法務省の見解は監査役会議事録ではなく、取締役会議事録についてのものであり、監査役会議事録への言及はありません。

しかし、法務省の電子署名の有効性についての見解が、会社法および会社法施行規則第225条第1項の解釈についてのものである点から、この見解は取締役会議事録を対象としたものというより、関係法令の「電子署名」の定義を拡大したものとされています。

そのため、取締役会議事録と同様、監査役会議事録についても、今後はクラウド型電子署名の利用が可能であり、「監査役会議事録とは」の見出し内にも記載している会社法393条3項で法的に認められています。



# 監査役会議事録の電子署名の使用メリット

## 4-1. 「ハンコ集め」を効率化

従来通り、出席者に対し監査役会議事録へ署名や記名押印を求める場合、「ハンコ集め」の手間が発生します。まず、監査役会議事録を紙で印刷し、各出席者に郵送しなければなりません。たとえばレターパック（ライト）を利用する場合、1人あたり370円（地域によって520円）の送料がかかります。

電子署名なら出席者がリモートで署名できるため、時間やコストがかかる「ハンコ集め」を効率化できます。

## 4-2. よりセキュリティを強固に

監査役会議事録には、経営方針などの重要事項が記載されているため、紛失や盗難にあった場合、事業経営にとって不都合が生じるリスクがあります。

電子署名を利用すれば、よりセキュアに監査役会議事録を保管できます。電子署名には、秘密鍵やタイムスタンプといった技術が使われているため、なりすましの被害に合ったり第三者に改ざんされることなく、安全に利用できます。

### メリット

- 印刷～郵送の工数削減
- 郵送費の削減
- 押印証明回収の効率化
- セキュリティの強化（紛失・盗難防止）
- 本人性・非改ざんの担保

# 電子署名使用の監査役会議事録で登記申請する流れ

## 5-1. 法務省が定めた「電子署名に使用できる電子証明書」の利用方法

登記申請のために監査役会議事録を添付する場合は電子証明書を取得しますが、利用できる電子契約事業者の電子署名サービスの種類が限られてきます(次ページ)。

監査役会議事録作成から登記申請までの流れは、大きく以下のとおりです。

- 1. 監査役会議事録を作成し、出席した監査役の電子署名を監査役会議事録に記録する
- 2. 会社の電子証明書の取得。  
オンライン申請する場合には、会社の商業登記電子証明書などの付与が必要、法務局等で取得。
- 3. 1に2で取得した会社の電子証明書を付与する
- 4. 監査役会議事録以外にも添付書類がある場合は、その添付書類にも電子署名を付与する
- 5. 登記申請する。司法書士などへ依頼する場合は、委任状を含めて一式を預ける

## 5-2. 法務省が定めた「電子署名に使用できる電子証明書」の種類

### 1. 商業登記電子証明書

商業登記規則33条で規定された、登記申請を行う際に必要な電子証明書

### 2. 公的個人認証サービス電子証明書

地方公共団体情報システム機構が提供する「公的個人認証サービス」で利用可能な電子証明書  
マイナンバーカードに格納される

### 3. 特定認証業務電子証明書

国や主務大臣の認定を受けた「認定認証事業者」が提供する電子証明書

### 4. 官職証明書

政府認証基盤および地方公共団体組織認証基盤が発行し、行政機関の公文書への電子署名に利用される電子証明書

### 5. 指定公証人電子証明書

電子定款認証において、公証人が電子署名を行う際に利用する電子証明書

### 6. その他

上記には該当しないが、法務省の認定を受けた電子証明書  
電子契約サービスベンダーの「電子署名」は、このカテゴリが該当する

※法務省：[電子署名に使用できる電子証明書](#)

# 監査役会議事録を登記申請に添付する場合の注意点

point  
**01**

## 商業登記電子証明書の取得

電子契約事業者が提供する電子署名を利用する場合は、商業登記電子証明書の取得も必要となります。

これは、監査役会の出席者の中に法務局へ印鑑登録している者がいる場合には、商業登記規則第102条6項によって取得が必須とされているものになります。

point  
**02**

## オンライン申請が必要

商業登記電子証明書を取得した後は、法務省の「登記・供託オンライン申請システム」を使用して商業登記電子証明書を監査役会議事録に付与する必要があります。

あらかじめ、法務省のホームページよりダウンロードしておきましょう。  
法務省：[「登記・供託オンライン申請システム」](#)

# ジンジャーサインについて



## jinjer サイン

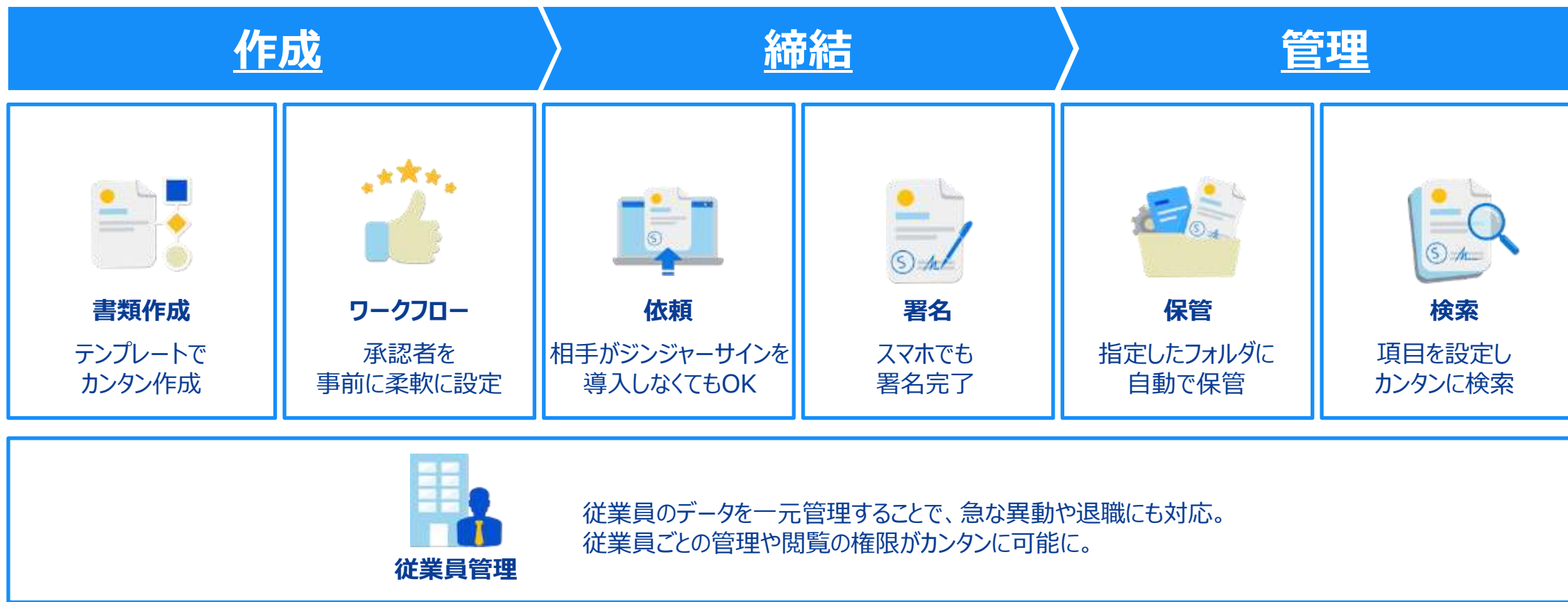
ジンジャー

「これまで」を、もっとスムーズな「これから」へ  
＜電子契約プラットフォームサービス＞

ジンジャーサインは、捺印稟議、契約締結、送付、進捗確認、フォルダ保管、書類検索などの契約にかかる一連の業務を『**これまでのフローを変えることなく**』、スムーズに実現できる、**電子契約プラットフォームサービス**です。



契約業務を一気通貫で管理できる  
細かなカスタムが可能なので、これまでのフローを変える必要がない



## — 免責事項 —

- ・ jinjer株式会社（以下「当社」といいます）は、本資料に記載している情報の正確性について万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。本資料に記載されている全ての情報は、本資料の作成時点の情報として記載されており、当社は、完全性、正確性、時間の経過又は情報の使用に起因して生じる結果について一切の責任を負わないものとします。
- ・ 明示されているか否かにかかわらず、本資料は、特定の目的への適合性を保証するものではありません。
- ・ 本資料に関する著作権は、当社に帰属します。著作権法上、転載、翻案、翻訳、要約等は、当社の許諾が必要です。当社の許諾がない転載、翻案、翻訳、要約及び法令に従わない引用 等には、法的手続きを行うこともあります。